

参 考 資 料

令和7年度神奈川県教科用図書選定審議会委員事前配付資料一覧

- 令和7年度神奈川県教科用図書選定審議会諮問事項 p. 1
- 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（抜粋） … 資料1 p. 2
- 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（抜粋） … 資料2 p. 5
- 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（抜粋）… 資料3 p. 7
- 神奈川県教科用図書選定審議会委員の定数に関する条例 … 資料4 p. 8
- 神奈川県教科用図書選定審議会規則 … 資料5 p. 9
- 本県における義務教育諸学校の教科用図書の採択について … 資料6 p. 10
- 教科用図書採択地区 … 資料7 p. 13
- 神奈川県教科書センター一覧 … 資料8 p. 14
- 県下公立小・中学校使用教科書採択状況 … 資料9 p. 15
- 教科書と教科用図書 … 資料10 p. 17

令和7年度神奈川県教科用図書選定審議会
諮 問 事 項

- (1) 令和8年度義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択について
- (2) 教科用図書採択基準について
- (3) 1つの市町村で教科用図書採択地区を構成している場合の採択方法について
- (4) 教科用図書採択地区内に2以上の市町村が存する場合の採択方法について
- (5) 令和8年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点について
- (6) 令和8年度県立特別支援学校の小学部及び中学部、並びに県立中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書の採択について

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 (抜粋)
(昭和 38 年 12 月 21 日 法律第 182 号)

第 3 章 採択

(都道府県の教育委員会の任務)

第 10 条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。

(教科用図書選定審議会)

第 11 条 都道府県の教育委員会は、前条の規定により指導、助言又は援助を行なおうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）の意見をきかなければならない。

- 2 選定審議会は、毎年度、政令で定める期間、都道府県に置く。
- 3 選定審議会は、条例で定める人数の委員で組織する。

(採択地区)

第 12 条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に、教科用図書採択地区（以下この章において「採択地区」という。）を設定しなければならない。

- 2 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更しようとしたときは、あらかじめ市町村の教育委員会の意見をきかなければならない。
- 3 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更したときは、すみやかにこれを告示するとともに、文部科学大臣にその旨を報告しなければならない。

(教科用図書の採択)

第 13 条 都道府県内の義務教育諸学校（都道府県立の義務教育諸学校を除く。）において使用する教科用図書の採択は、第 10 条の規定によつて当該都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに 1 種の教科用図書について行なうものとする。

- 2 都道府県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、あらかじめ選定審議会の意見をきいて、種目ごとに 1 種の教科用図書について行なうものとする。

- 3 公立の中学校で学校教育法第 71 条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、市町村の教育委員会又は都道府県の教育委員会は、前 2 項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに 1 種の教科用図書の採択を行うものとする。
- 4 第 1 項の場合において、採択地区が 2 以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議により規約を定め、当該採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための協議会（次項及び第 17 条において「採択地区協議会」という。）を設けなければならない。
- 5 前項の場合において、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。
- 6 第 1 項から第 3 項まで及び前各項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号。以下「臨時措置法」という。）第 6 条第 1 項の規定により文部科学大臣から送付される目録に登載された教科用図書のうちから行わなければならない。ただし、学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書については、この限りでない。

（同一教科用図書を採択する期間）

第 14 条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

（採択した教科用図書の種類等の公表）

第 15 条 市町村の教育委員会、都道府県の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長は、義務教育諸学校において使用する教科用図書を採択したときは、遅滞なく、当該教科用図書の種類、当該教科用図書を採択した理由その他文部科学省令で定める事項を公表するよう努めるものとする。

（指定都市に関する特例）

第 16 条 指定都市（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市をいう。以下この条において同じ。）については、当該指定都市を包括する都道府県の教育委員会は、第 12 条第 1 項の規定にかかわらず、指定都市の区若しくは総合区の区域又はこれらの区域を併せた地域に、採択地区を設定しなければならない。

- 2 指定都市の教育委員会は、第 10 条の規定によつて都道府県の教育委員会が行な

う指導、助言又は援助により、前項の採択地区ごとに、当該採択地区内の指定都市の設置する小学校及び中学校において使用する教科用図書として、種目ごとに1種の教科用図書を採択する。

3 第13条第3項及び第6項の規定は、前項の採択について準用する。

(政令への委任)

第17条 この章に規定するもののほか、選定審議会の所掌事務、組織及び運営並びに採択地区の設定、採択地区協議会の組織及び運営、採択の時期その他採択に関し必要な事項は、政令で定める。

資料 2

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（抜粋）

（昭和 39 年 2 月 3 日 政令第 14 号）

（教科用図書選定審議会の設置期間）

第 7 条 教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）を置く期間は、4 月 1 日から 8 月 31 日までとする。

（選定審議会の所掌事務）

第 8 条 選定審議会は、都道府県の教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、及び必要と認めるときは、これらの事項について都道府県の教育委員会に建議する。

- 一 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う教科用図書の採択に関する事務について都道府県の教育委員会の行う採択基準の作成、選定に必要な資料の作成その他指導、助言又は援助に関する重要事項
- 二 都道府県の設置する義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関する事項

（選定審議会の委員）

第 9 条 選定審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、都道府県の教育委員会が任命する。この場合において、第 1 号に掲げる者のうちから任命される委員の数は、委員の定数のおおむね 3 分の 1 になるようにしなければならない。

- 一 義務教育諸学校の校長及び教員
 - 二 都道府県の教育委員会の事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員並びに市町村の教育委員会の教育長、委員及び事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員
 - 三 教育に関し学識経験を有する者
- 2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、選定審議会の委員となることができない。

（教育委員会規則への委任）

第 10 条 前条に定めるもののほか、選定審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会規則で定める。

（採択地区協議会の組織及び運営）

第 11 条 採択地区協議会は、関係市町村の教育委員会が採択地区協議会の規約の定めるところにより指名する委員をもつて組織する。

- 2 採択地区協議会に会長を置き、採択地区協議会の規約の定めるところにより、委員のうちから定める。

- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、採択地区協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、採択地区協議会の規約で定める。

(採択地区協議会の規約事項)

第 12 条 採択地区協議会の規約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 採択地区協議会の名称
- 二 採択地区協議会を設ける市町村の教育委員会
- 三 採択地区協議会の組織
- 四 教科用図書の選定の方法
- 五 採択地区協議会の経費の支弁の方法

(採択地区協議会の規約の変更)

第 13 条 採択地区協議会を設けた市町村の教育委員会は、採択地区協議会の規約を変更しようとするときは、協議によりこれを行わなければならない。

(採択の時期)

第 14 条 義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度の 8 月 31 日までに行わなければならない。

- 2 9 月 1 日以後において新たに教科用図書を採択する必要があるときは、速やかに教科用図書の採択を行わなければならない。

(同一教科用図書を採択する期間)

第 15 条 法第 14 条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間（以下この条において「採択期間」という。）は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）附則第 9 条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4 年とする。

- 2 採択期間内において採択した教科用図書（以下この条において「既採択教科用図書」という。）の発行が行われないこととなつた場合その他の文部科学省令で定める場合には、新たに既採択教科用図書以外の教科用図書を採択することができる。
- 3 前項に規定する場合（教育課程の基準の変更に伴い既採択教科用図書の発行が行われないこととなつた場合を除く。）において、新たに採択する教科用図書についての採択期間は、第 1 項の規定にかかわらず、既採択教科用図書についての採択期間から文部科学省令で定める期間を控除した期間とする。

資料 3

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則 (抜粋) (昭和 39 年 政令第 2 号)

(同一教科用図書の採択の特例)

第六条 法第十四条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間についての令第十五条第二項の規定により文部科学省令で定める場合は、教育課程の基準の変更に伴い採択した教科用図書の発行が行われなかったこととなつた場合及び次の各号に掲げる場合とし、同条第三項の規定により文部科学省令で定める期間は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

- 1 採択した教科用図書の発行が行われなかったこととなつた場合（教育課程の基準の変更に伴い採択した教科用図書の発行が行われなかったこととなつた場合を除く。）発行が行われなかったこととなつた教科用図書を採択していた期間
- 2 採択した教科用図書の採択に関し発行者その他の教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者の不正な行為があつたと認められる場合 当該採択に関し不正な行為があつたと認められる教科用図書を採択していた期間
- 3 教科用図書検定規則（平成元年文部省令第 20 号）第 12 条の規定による再申請（同条に規定する検定審査不合格の決定の通知に係る申請図書について、当該通知を受けた年度の翌年度に行われたものに限る。）により文部科学大臣の検定を経て、新たに発行されることとなつた教科用図書がある場合当該再申請が行われた年度に採択された教科用図書を採択していた期間
- 4 採択地区が設定又は変更された場合 採択地区の設置または変更前に当該地域において採択されていた教科用図書の採択されていた期間
- 5 採択地区内において市（特別区を含む。以下同じ。）町村又は義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。以下この号において同じ。）若しくは法第 13 条第 3 項に規定する学校が設置された場合 市町村又は義務教育諸学校若しくは同項に規定する学校の設置前に当該市町村又は義務教育諸学校若しくは同項に規定する学校が設置された地域の属する採択地区において採択されていた教科用図書の採択されていた期間

神奈川県教科用図書選定審議会委員の定数に関する条例
(昭和39年神奈川県条例第70号)

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第11条第2項の規定に基づいて設置される神奈川県教科用図書選定審議会の委員の定数は、15人以上20人以内とする。

附 則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

神奈川県教科用図書選定審議会規則（昭和39年3月31日教育委員会規則第5号）

（趣旨）

第1条 この規則は、神奈川県教科用図書選定審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 審議会は、毎年度、神奈川県教育委員会が任命した委員で組織する。

2 委員の任期は、毎年度、4月1日から同年8月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第3条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を主宰し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（議事）

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

（専門調査員）

第5条 専門の事項を調査研究するため、審議会に専門調査員を置く。

2 専門調査員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、神奈川県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が任命する。

3 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、専門調査員となることができない。

4 専門調査員は、非常勤とする。

（庶務）

第6条 審議会の庶務は、神奈川県教育委員会教育局支援部子ども教育支援課において処理する。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は教育長が定める。

附 則

この規則は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年8月1日教育委員会規則第13号抄）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年5月16日教育委員会規則第7号抄）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年3月31日教育委員会規則第9号抄）

（施行期日）

1 この規則は、神奈川県設置条例等の一部を改正する条例（平成10年神奈川県条例第42号）の施行の日〔平成11年6月1日〕から施行する。

附 則（平成15年4月22日教育委員会規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月29日教育委員会規則第15号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日教育委員会規則第3号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月26日教育委員会規則第1号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

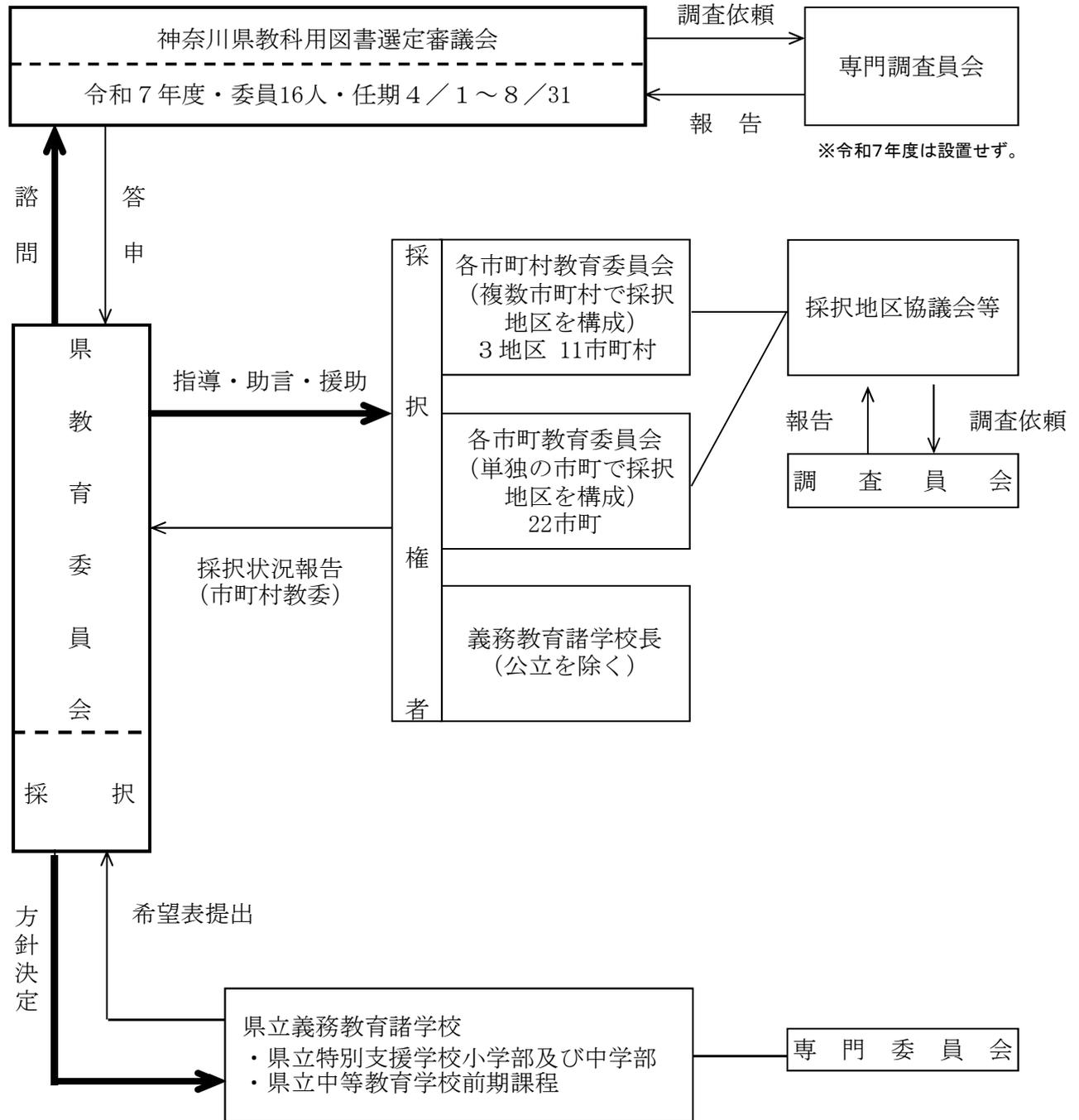
◎ 本県における義務教育諸学校の教科用図書の採択について（別表参照）

- (1) 無償措置法第12条の規定に基づき、神奈川県教育委員会は教科用図書採択地区を設定（25地区/平成29年4月1日）するとともに、毎年度教科用図書選定審議会（条例により委員定数15～20人、任期8月31日まで。以下「審議会」という。）を設け、この審議会の意見を聞いて、神奈川県教育委員会として採択方針を定め、それをもとに市町村の教育委員会等に対し、教科用図書の採択に関し、指導、助言又は援助を行う。
 - (2) 市町村の教育委員会等の採択権者は、県の指導、助言等を受けて種目ごとに1種の教科用図書を採択する。ただし、採択地区内に2以上の市町村が存するときは、当該採択地区内の市町村教育委員会は、協議により組織や運営に関する規約を定めて、教科用図書の採択について協議を行うための協議会（以下「採択地区協議会」という。）を設け、その協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。
 - (3) 無償措置法施行令第15条の規定に基づき、同一の教科用図書を採択する期間は4年間である。（学校教育法附則第9条図書を除く）
- ※ 学校教育法附則第9条…高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第34条第1項（第49条、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

○令和7年度義務教育諸学校の教科用図書採択について

(1) 採択の時期 令和7年8月31日までに進行

(2) 採択までの流れ



今後の教科用図書採択のスケジュール（予定）

1 令和7年度の教科用図書の採択について

- (1) 市町村立小・中学校等については、採択替えの年度にあたっていない。
- (2) 県立特別支援学校の小学部及び中学部、並びに県立中等教育学校の前期課程については、令和8年度に使用する教科用図書の採択を行う。

2 今後の教科用図書の採択スケジュール

年度(令和)		5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年
学校種別等区分									
小学校	検定				○				○
	採択替え	○				○			
	使用開始		○				○		
中学校	検定	○				○			
	採択替え		○				○		
	使用開始			○				○	

資料 7

教科用図書採択地区

(平成29年4月1日から)

	採択地区の名称	採択地区に含まれる地域
1	横 浜 地 区	横浜市
2	川 崎 地 区	川崎市
3	相 模 原 地 区	相模原市
4	横 須 賀 地 区	横須賀市
5	鎌 倉 地 区	鎌倉市
6	藤 沢 地 区	藤沢市
7	茅 ヶ 崎 地 区	茅ヶ崎市
8	逗 子 地 区	逗子市
9	三 浦 地 区	三浦市
10	葉 山 地 区	三浦郡（1町）
11	寒 川 地 区	高座郡（1町）
12	厚 木 地 区	厚木市
13	大 和 地 区	大和市
14	海 老 名 地 区	海老名市
15	座 間 地 区	座間市
16	綾 瀬 地 区	綾瀬市
17	愛 甲 地 区	愛甲郡（1町1村）
18	平 塚 地 区	平塚市
19	秦 野 地 区	秦野市
20	伊 勢 原 地 区	伊勢原市
21	大 磯 地 区	大磯町
22	二 宮 地 区	二宮町
23	小 田 原 地 区	小田原市
24	足 柄 上 地 区	南足柄市、足柄上郡（5町）
25	足 柄 下 地 区	足柄下郡（3町）

神奈川県教科書センター一覧

	教科書センター名称	設置場所	展示教科書の種別
1	神奈川県教科書センター	神奈川県立総合教育センター内	小・中・高・特
2	横浜市中心図書館内 教科書センター	横浜市中心図書館内	小・中・高・特
3	横浜市都筑図書館内 教科書センター	横浜市都筑図書館内	小・中
4	横浜市神奈川図書館内 教科書センター	横浜市神奈川図書館内	小・中
5	横浜市保土ヶ谷図書館内 教科書センター	横浜市保土ヶ谷図書館内	小・中
6	横浜市磯子図書館内 教科書センター	横浜市磯子図書館内	小・中
7	川崎市総合教育センター内 教科書センター	川崎市総合教育センター内	小・中・高・特
8	川崎市教育会館内 教科書センター	川崎市教育会館内	小・中・高・特
9	相模原市教科書センター	相模原市立総合学習センター内	小・中・高・特
10	相模原市教科書センター 相模湖分室	相模湖総合事務所内	小・中
11	横須賀地区教科書センター	横須賀市教育研究所内	小・中・高・特
12	湘南地区教科書センター	神奈川県教育委員会教育局 湘南三浦教育事務所内	小・中・高
13	三浦地区教科書センター	三浦市役所第2分館内	小・中
14	県央地区教科書センター	神奈川県教育委員会教育局 県央教育事務所内	小・中・高・特
15	中地区教科書センター	神奈川県教育委員会教育局 中教育事務所内	小・中・高
16	中地区教科書センター 秦野分館	秦野市役所教育庁舎内	小・中
17	中地区教科書センター 伊勢原分館	伊勢原市役所本庁舎内	小・中
18	足柄上地区教科書センター	神奈川県教育委員会教育局 県西教育事務所足柄上指導課内	小・中・特
19	足柄下地区教科書センター	神奈川県教育委員会教育局 県西教育事務所内	小・中・高

採択地区	市町村名	国語		社会		算数	理科	生活	音楽	図画 工作	家庭	保健	英語	特別の教科 道徳
		国語	書写	社会	地区									
横浜	横浜市 *義務教育学校を含む	光村	教出	教出	帝国	東書	東書	光村	教出	日文	開隆堂	東書	光村	教出
川崎	川崎市	光村	光村	教出	帝国	教出	啓林館	東書	教芸	日文	東書	学研	東書	光村
相模原	相模原市 *義務教育学校を含む	光村	光村	教出	帝国	東書	啓林館	啓林館	教出	日文	開隆堂	東書	光村	東書
横須賀	横須賀市	光村	光村	教出	帝国	教出	東書	東書	教芸	日文	開隆堂	大修館	東書	光文
鎌倉	鎌倉市	光村	光村	教出	東書	学図	学図	東書	教出	開隆堂	東書	光文	開隆堂	光村
藤沢	藤沢市	光村	光村	教出	帝国	東書	大日本	東書	教芸	開隆堂	開隆堂	学研	東書	光村
茅ヶ崎	茅ヶ崎市	光村	光村	教出	帝国	東書	大日本	大日本	教出	開隆堂	東書	東書	教出	東書
逗子	逗子市	光村	光村	教出	東書	学図	大日本	光村	教芸	開隆堂	東書	東書	光村	光村
三浦	三浦市	光村	光村	教出	帝国	学図	大日本	光村	教芸	開隆堂	東書	光文	東書	光村
葉山	葉山町	光村	光村	教出	帝国	学図	大日本	光村	教出	開隆堂	東書	光文	三省堂	光文
寒川	寒川町	光村	光村	教出	帝国	教出	大日本	光村	教出	開隆堂	開隆堂	東書	光村	光村
厚木	厚木市	光村	光村	教出	帝国	学図	東書	教出	教芸	開隆堂	東書	学研	東書	光村
大和	大和市	光村	光村	教出	帝国	東書	啓林館	教出	教出	開隆堂	東書	東書	三省堂	光村
海老名	海老名市	光村	光村	教出	帝国	東書	東書	啓林館	教出	開隆堂	開隆堂	東書	光村	光村
座間	座間市	光村	光村	教出	帝国	東書	東書	東書	教出	日文	東書	学研	東書	光文
綾瀬	綾瀬市	光村	光村	教出	帝国	東書	東書	教出	教出	開隆堂	東書	光文	東書	光文
愛甲	愛川町	光村	光村	教出	帝国	東書	大日本	教出	教芸	開隆堂	東書	学研	光村	光文
	清川村	光村	光村	教出	帝国	東書	大日本	教出	教芸	開隆堂	東書	学研	光村	光文
平塚	平塚市	光村	光村	教出	帝国	教出	啓林館	東書	教出	日文	開隆堂	学研	開隆堂	光村
秦野	秦野市	光村	光村	教出	帝国	啓林館	大日本	東書	教出	開隆堂	東書	光文	三省堂	学研
伊勢原	伊勢原市	光村	光村	教出	帝国	教出	啓林館	東書	教出	日文	開隆堂	学研	東書	光文
大磯	大磯町	光村	光村	教出	帝国	啓林館	啓林館	東書	教出	日文	開隆堂	学研	三省堂	東書
二宮	二宮町	光村	光村	教出	帝国	啓林館	啓林館	東書	教出	日文	東書	学研	光村	東書
小田原	小田原市	光村	光村	教出	帝国	学図	東書	教出	教出	日文	開隆堂	学研	光村	光文
足柄上	南足柄市	光村	光村	教出	帝国	東書	学図	学図	教芸	開隆堂	開隆堂	光文	東書	東書
	中井町	光村	光村	教出	帝国	東書	学図	学図	教芸	開隆堂	開隆堂	光文	東書	東書
	大井町	光村	光村	教出	帝国	東書	学図	学図	教芸	開隆堂	開隆堂	光文	東書	東書
	松田町	光村	光村	教出	帝国	東書	学図	学図	教芸	開隆堂	開隆堂	光文	東書	東書
	山北町	光村	光村	教出	帝国	東書	学図	学図	教芸	開隆堂	開隆堂	光文	東書	東書
	開成町	光村	光村	教出	帝国	東書	学図	学図	教芸	開隆堂	開隆堂	光文	東書	東書
足柄下	箱根町	光村	光村	教出	帝国	学図	東書	学図	教芸	開隆堂	東書	学研	東書	学研
	真鶴町	光村	光村	教出	帝国	学図	東書	学図	教芸	開隆堂	東書	学研	東書	学研
	湯河原町	光村	光村	教出	帝国	学図	東書	学図	教芸	開隆堂	東書	学研	東書	学研

教科書発行者略称一覧

発行者の略称	発行者	発行者の略称	発行者	発行者の略称	発行者
東書	東京書籍株式会社	信教	一般社団法人信州教育出版社	啓林館	株式会社新興出版社啓林館
大日本	大日本図書株式会社	教芸	株式会社教育芸術社	日文	日本文教出版株式会社
開隆堂	開隆堂出版株式会社	光村	光村図書出版株式会社	文教社	株式会社文教社
学図	学校図書株式会社	帝国	株式会社帝国書院	光文	株式会社光文書院
三省堂	株式会社三省堂	大修館	株式会社大修館書店	学研	株式会社Gakken
教出	教育出版株式会社				

令和7～10年度使用公立中学校採択教科書一覧

令和6年9月現在

採択地区	市町村名	国語	書写	社会			地図	数学	理科	音楽		美術	体育	技術・家庭		英語	特別の教科 道徳
				地理	歴史	公民				一般	器楽			技術	家庭		
横浜	横浜市 *義務教育学校を含む	光村	教出	日文	帝国	帝国	帝国	東書	啓林館	教芸	教芸	日文	学研	東書	開隆堂	光村	日文
川崎	川崎市	光村	光村	帝国	教出	教出	帝国	教出	啓林館	教芸	教芸	日文	東書	東書	東書	光村	光村
相模原	相模原市 *義務教育学校を含む	光村	光村	帝国	帝国	帝国	帝国	東書	啓林館	教芸	教芸	光村	東書	東書	開隆堂	光村	東書
横須賀	横須賀市	光村	光村	帝国	帝国	帝国	帝国	学図	東書	教芸	教芸	光村	東書	東書	東書	東書	あか図
鎌倉	鎌倉市	東書	光村	帝国	帝国	帝国	帝国	東書	教出	教芸	教芸	開隆堂	東書	東書	東書	三省堂	東書
藤沢	藤沢市	光村	光村	帝国	東書	東書	帝国	東書	東書	教芸	教芸	日文	大修館	東書	東書	三省堂	光村
茅ヶ崎	茅ヶ崎市	光村	光村	東書	東書	東書	帝国	東書	啓林館	教芸	教芸	光村	学研	東書	開隆堂	東書	東書
逗子	逗子市	光村	光村	帝国	帝国	東書	帝国	啓林館	啓林館	教芸	教芸	日文	東書	東書	東書	光村	光村
三浦	三浦市	光村	東書	帝国	帝国	東書	帝国	啓林館	啓林館	教芸	教芸	光村	東書	教図	開隆堂	光村	光村
葉山	葉山町	光村	光村	帝国	帝国	帝国	帝国	数研	啓林館	教芸	教芸	光村	学研	東書	東書	光村	光村
寒川	寒川町	光村	光村	帝国	帝国	東書	帝国	教出	啓林館	教芸	教芸	日文	東書	教図	教図	光村	東書
厚木	厚木市	光村	光村	帝国	帝国	帝国	帝国	学図	東書	教芸	教芸	光村	学研	教図	教図	開隆堂	日文
大和	大和市	光村	光村	東書	東書	東書	東書	啓林館	啓林館	教芸	教芸	光村	東書	東書	東書	三省堂	光村
海老名	海老名市	光村	光村	帝国	帝国	東書	帝国	学図	啓林館	教芸	教芸	光村	東書	東書	開隆堂	教出	学研
座間	座間市	光村	光村	帝国	帝国	帝国	帝国	東書	東書	教芸	教芸	光村	大修館	東書	東書	光村	光村
綾瀬	綾瀬市	光村	光村	帝国	日文	日文	帝国	学図	啓林館	教芸	教芸	光村	大修館	教図	東書	三省堂	日文
愛甲	愛川町	光村	東書	帝国	帝国	帝国	帝国	東書	東書	教芸	教芸	光村	学研	教図	開隆堂	東書	東書
	清川村	光村	東書	帝国	帝国	帝国	帝国	東書	東書	教芸	教芸	光村	学研	教図	開隆堂	東書	東書
平塚	平塚市	光村	東書	帝国	帝国	教出	帝国	啓林館	啓林館	教芸	教芸	光村	学研	東書	開隆堂	三省堂	光村
秦野	秦野市	光村	光村	帝国	帝国	東書	帝国	東書	啓林館	教芸	教芸	開隆堂	大修館	東書	東書	三省堂	光村
伊勢原	伊勢原市	光村	東書	帝国	東書	東書	帝国	東書	大日本	教出	教出	光村	学研	東書	東書	三省堂	東書
大磯	大磯町	光村	光村	帝国	教出	教出	帝国	啓林館	啓林館	教芸	教芸	開隆堂	学研	東書	東書	三省堂	光村
二宮	二宮町	光村	光村	帝国	帝国	帝国	帝国	東書	啓林館	教芸	教芸	光村	学研	東書	教図	光村	東書
足柄上	小田原市	光村	光村	帝国	帝国	帝国	帝国	学図	啓林館	教芸	教芸	光村	学研	東書	東書	光村	日文
	南足柄市	光村	光村	東書	東書	東書	帝国	東書	東書	教芸	教芸	日文	学研	東書	東書	東書	東書
	中井町	光村	光村	東書	東書	東書	帝国	東書	東書	教芸	教芸	日文	学研	東書	東書	東書	東書
	大井町	光村	光村	東書	東書	東書	帝国	東書	東書	教芸	教芸	日文	学研	東書	東書	東書	東書
	松田町	光村	光村	東書	東書	東書	帝国	東書	東書	教芸	教芸	日文	学研	東書	東書	東書	東書
足柄下	山北町	光村	光村	東書	東書	東書	帝国	東書	東書	教芸	教芸	日文	学研	東書	東書	東書	東書
	開成町	光村	光村	東書	東書	東書	帝国	東書	東書	教芸	教芸	日文	学研	東書	東書	東書	東書
	箱根町	光村	光村	帝国	帝国	東書	帝国	東書	啓林館	教芸	教芸	開隆堂	学研	東書	東書	光村	学研
足柄下	真鶴町	光村	光村	帝国	帝国	東書	帝国	東書	啓林館	教芸	教芸	開隆堂	学研	東書	東書	光村	学研
	湯河原町	光村	光村	帝国	帝国	東書	帝国	東書	啓林館	教芸	教芸	開隆堂	学研	東書	東書	光村	学研

県立中等教育学校(前期課程)・市立高等学校附属中学校

学 校 名	国語	書写	社会			地図	数学	理科	音楽		美術	体育	技術・家庭		英語	特別の教科 道徳
			地理	歴史	公民				一般	器楽			技術	家庭		
県立平塚中等教育学校	光村	教出	帝国	日文	東書	帝国	数研	東書	教出	教出	光村	東書	教図	開隆堂	東書	東書
県立相模原中等教育学校	光村	東書	帝国	日文	帝国	帝国	数研	学図	教芸	教芸	光村	学研	開隆堂	開隆堂	光村	日文
横浜市立南高等学校附属中学校	光村	教出	日文	帝国	帝国	帝国	東書	啓林館	教芸	教芸	日文	学研	東書	開隆堂	光村	日文
横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校	光村	教出	日文	帝国	帝国	帝国	東書	啓林館	教芸	教芸	日文	学研	東書	開隆堂	光村	日文
川崎市立川崎高等学校附属中学校	光村	光村	帝国	教出	教出	帝国	教出	啓林館	教芸	教芸	日文	東書	東書	東書	光村	光村

教科書発行者略称一覧

略 称	発 行 者	略 称	発 行 者
東 書	東京書籍株式会社	啓 林 館	株式会社振興出版社啓林館
大 日 本	大日本図書株式会社	山 川	株式会社山川出版社
教 図	教育図書株式会社	数 研	数研出版株式会社
開 隆 堂	開隆堂出版株式会社	日 文	日本文教出版株式会社
学 図	学校図書株式会社	学 研	株式会社Gakken
三 省 堂	株式会社三省堂	自 由 社	株式会社自由社
教 出	教育出版株式会社	育 鵬 社	株式会社育鵬社
教 芸	株式会社教育芸術社	学 び 舎	株式会社学び舎
光 村	光村図書出版株式会社	あ か 図	あかつき教育図書株式会社
帝 国	株式会社帝国書院	日 科	日本教科書株式会社
大 修 館	株式会社大修館書店	令 書	令和書籍株式会社

教科書と教科用図書

○ 教科書の定義（教科書の発行に関する臨時措置法第2条1項）

この法律において「教科書」とは、

文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものをいう。

○ 教科用図書の定義（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第2条2項）

この法律において「教科用図書」とは、

学校教育法第34条第1項（同法第49条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）及び附則第9条に規定する教科用図書をいう。

※ 第34条第1項

小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は、文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

※ 附則第9条

高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第34条の第1項（第49条、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず文部科学大臣の定めるところにより、第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

教科用図書	
教科書 <input type="checkbox"/> 文部科学大臣の検定本 <input type="checkbox"/> 文部科学省の著作本	<u>左記以外の教科用図書（附則第9条）</u> <input type="checkbox"/> 特別支援学校、特別支援学級で使用できる一般図書
4年間使用	毎年度使用変更ができる

※ 附則第9条の適用される教科用図書（毎年度採択替えができる）

- (1) 検定本、著作本以外の教科用図書
- (2) 検定本、著作本の下学年使用
- (3) 特別支援学校において当該学校用の検定本、著作本以外の検定本、著作本